

日本FP協会の一般会員は、FP資格はありませんが資格認定会員(AFP認定者・CFP®認定者)と同じ「くらしとお金」に関する最新情報を入手できます。

一般会員には、以下の2つの場合があります。

- ①協会の目的に賛同して入会する場合
- ②AFP認定者が継続教育の履修を満たさず、資格更新ができず移行となった場合

一般会員についても、資格認定会員同様、協会の会員として会員倫理規程等の諸規程を順守する必要があります。

## 一般会員の魅力

FP資格がなくても最新情報を入手できます！  
現役で活躍しているFPと交流できます！

- ・会報「FPジャーナル」が届きます。
- ・「支部活動」「スタディ・グループ」に参加できます。
- ・会員ホームページ「Myページ」が利用できます。
- ・「FPフェア」に参加できます。

※詳細については「PART4 会員であることの魅力(活動支援)について」をご参照ください。

### 一般会員の入会金・年会費

入会金 **10,000円**  
(課税対象外)

+

年会費 **12,000円**  
(課税対象外)

年会費は  
毎年納入が  
必要です。

※AFP認定者から一般会員への移行の場合は、入会金はかかりません。

※入会金免除・年会費半額になる「学生割引制度」を設けています(詳細は日本FP協会ホームページ参照)。

## 一般会員についてのQ&A

Q

一般会員と資格認定会員の違いは何ですか？

A

一般会員……協会認定のFP資格のない会員(CFP®資格審査試験の受験はできない)。

資格認定会員……協会認定のFP資格のある会員(AFP認定者・CFP®認定者)。

Q

AFP認定者が一般会員になった場合、CFP®資格審査試験の課目合格はどうなりますか？

A

課目合格は、すべて失効となります。

AFP資格の再認定となった場合でも、課目合格は復活しません。

Q

一般会員はFPとしての活動はできますか？

A

FPとしての活動はできますが、資格認定会員ではないので、AFP認定者・CFP®認定者と名乗ることはできません。

Q

一般会員からAFP認定者に復活することはできますか？

A

AFP資格を喪失された状況等により、日本FP協会が定めるAFP資格の再認定要件のいずれかを満たすことで、AFP資格を復活することができます。詳しくは「PART7 AFP資格の再認定について」をご覧ください。

- ①継続教育単位の取得／一般会員移行日から1年以内若しくは2年以内に取得
- ②2級FP技能検定の受験による合格
- ③AFP認定研修(技能士課程)の受講による修了(2級FP技能士を取得していることが条件)

再認定要件を満たせば、AFP資格を復活できます。



Q

AFP認定者から一般会員に移行した場合、入会金・年会費は免除になりますか？

A

移行の場合、入会金はかかりませんが、年会費は必要です。ただし、日本FP協会を退会後、一般会員として再度入会する場合には、入会金が必要です。